



令和2年度 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136、140)

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具・器具、備品など(土地・家屋を除く)の資産のことで、固定資産税の課税対象となります。

▶申告が必要な人

令和2年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人、または他の事業者などに貸し付けている人

▶申告期限 令和2年1月31日(金)まで

▶申告書の送付

平成31年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに店舗併用住宅や共同住宅などを建てられた人、および須恵町に事業所を開設された人には、12月中旬に償却資産申告書一式をお送りします。償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係までご連絡ください。

▶償却資産の対象となるもの(業種別の例)

共通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電など
不動産貸付業	外構工事(門、塀、緑化施設、フェンスなど)、自転車置場など
小売業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、自動販売機など
飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケ機器、日よけなど
工場	受変電設備、加工機械・設備、看板、構内舗装など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機、ポンプなど
自動車整備業	プレス、オートリフト、充電器、ジャッキ、溶接機、防壁など
医院 歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置など)、待合室用いすなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。



e-tax(税申告)をご利用の皆さん、電子証明書の有効期限は切れていませんか?

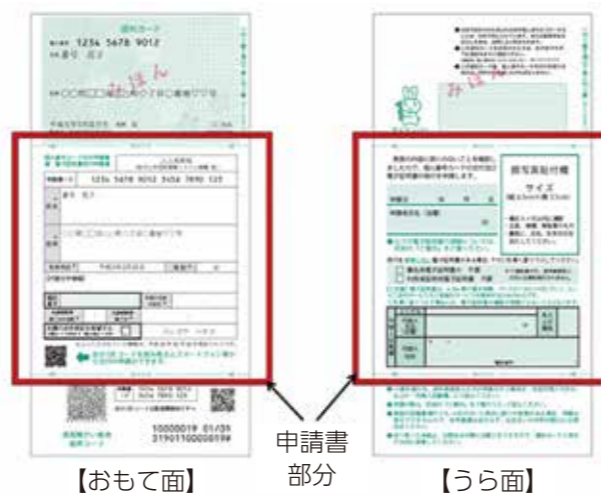
☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

お持ちの住民基本台帳カードやマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎていたり、住所変更などにより失効したりしていませんか? 令和2年2月から始まる確定申告でe-taxを利用する場合は、電子証明書が必要です。電子証明書が失効している場合は、マイナンバーカードを新規で申請するか、マイナンバーカードの電子証明書発行申請をする必要があります。マイナンバーカードの発行には1か月ほどかかりますので、早めの申請をお願いします。

▶マイナンバーカードの申請

- ①申請書の住所と氏名に、間違いや変更がないかを確認してください。
- ②必要事項を記入・捺印し、顔写真を貼付してください。
- ③申請書部分を切り取り、同封されている返信用封筒で郵送してください。

※住民課では、マイナンバーカード申請用の顔写真を無料で撮影しています。公的身分証明書を持って、住民課窓口までお越しください。



☎…問い合わせ先



国民年金保険料の控除証明書を郵送します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

納付した国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

▶控除の対象になるもの

平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険料全額

- ※ 過去の年度分や追納された保険料も含まれます。
- ※ 自身の保険料だけでなく、配偶者や家族分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

▶社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の郵送時期

- ①平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人→11月上旬
- ②令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納付した人→令和2年2月上旬

※日本年金機構から郵送されます。申告書提出の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後ももちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

☎ 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967



プレミアム付商品券 夜間販売窓口を開設します

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線127)

次のとおり、プレミアム付商品券の夜間販売窓口を開設します。

- ▶日時 12月18日(水) 17時15分～19時30分
- ▶場所 須恵町役場 1階東側会議室
- ▶必要なもの

- ①引換券の交付申請をする人(非課税者のみ)
 - ・引換券交付申請書(A3サイズ)
 - ・身分証明書(運転免許証や健康保険証など)
 - ・印鑑(認印)

※引換券の交付には時間を要するため、即日、商品券を購入することはできません。

- ②商品券を購入する人
 - ・商品券引換券(A4サイズ)
 - ・身分証明書(運転免許証や健康保険証など)
 - ・印鑑(認印) ・購入資金

※代理申請の場合は、引換券の裏面をご記入ください。

☎…問い合わせ先



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶日時 12月25日(水)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～
- ▶場所 保健センター 1階
- ▶対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ)
昭和24年12月2日～昭和25年1月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会

昭和20年1月1日～昭和20年1月31日生まれの人



国民健康保険税の確定申告用納付確認書を郵送します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

令和元年(平成31年)中に支払われた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の確定申告用納付確認書を、各納税義務者宛てに令和2年1月中旬に郵送します。なお、住民課窓口でも発行していますので、必要な場合は印鑑を持って、住民課までお越しください。

※特別徴収(年金からの天引き)分については各年金の源泉徴収票に書かれていますので、確定申告用納付確認書の対象外となります。



ご自身の年金記録を確認しませんか?

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

「ねんきんネット」は、いつでもどこでもパソコンやスマートフォンで最新の年金加入記録を確認できます。

年金記録だけでなく、将来受け取る年金の見込額、支払い状況などが確認できるので便利です。お申し込みは日本年金機構のホームページや、スマートフォンからでもできます。

▶日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンの人はコチラ▶

